

萬葉集伝本覚書

— 俊成本、定家本の一面 —

山 崎 福 之

一 はじめに

萬葉集の本文校訂に際して、現存する古写本や断簡類の詳細な検証は元より、特に平安く鎌倉初期に編纂された様々な歌集や歌書に収載された萬葉歌（一首全体に限らず、一部の歌句も含む。以下「引用歌」と称する）もまた見逃すことの出来ない資料として、十分な配慮の下に行う考証も不可欠のものとして認識されてきた。それら引用歌の課題は、漢字原文をとみなぬ平仮名片仮名書きのもの、所謂「仮名萬葉」と呼ばれるものが原文を離れたところで成立し、流布したものととして本文校訂には適さないと判断される問題をいかに克服するかということであり、引用歌の見える個々の文献のあり方が常に問われているのである。成立の経緯が不明であったり、編纂者が明らかであっても書写年代が不分明であったりする場合、また明らかに漢字原文とはかけ離れた仮名書きの場合には、校訂資料としての適格性は保証されないとして措かれることになる。

そうした課題を考えれば、筆者がかねてより重視してきた冷泉家時雨亭文庫蔵の『古来風躰抄』初撰本（藤原俊成自筆本。以下俊成本と称する）や『五代簡要（万物部類俊歌抄）』（藤原定家撰。為家校合後に定家他補訂書入本。

以下五代本と称する）は、俊成、定家というその時代における歌書・歌集の蒐集と読み取りにおいて抜きん出た存在であったと言える人物の手に成るものである。また『古来風躰抄』は年代の明らかな俊成自筆本であって、訓みの採択には書本の無批判な書写と見るよりも俊成の解釈（理解）が反映すると見ることができ、点が特筆されよう。『五代簡要』も定家と為家の手を経たものであり、明らかに定家筆と見られる書入れが散見していて、定家の是とした訓みを知ることができる¹と見てよいものである。それは当然定家の所持していた本の流れを汲む本として注目された廣瀬本の訓みとどのような関係にあるのか、為家撰と言われる『萬葉抄出』とも比較しうるものか、といった新たな問題も提起するものでもある。

筆者はそれらの問題について先年三編の拙論を公刊してきた¹。そこでは上記のような課題を明らかにするための両書の基本的なあり方の検証や周辺諸書との比較検証を行ってきた。それらの成果を継承し、さらに展開させるための一段階として、本稿では拙論の課題と成果の確認、追加補足すべき検証を具体的に進めておくことを目標とすることとしたい。

二

引用歌を収載する数ある歌書歌集の中でも、特に俊成本に着目してきたのは、希少な著者自筆本というだけでなく、引用歌を原文とともに記すことが極めて顕著であるからでもある。前稿一では俊成本の引用歌のあり方を細かく表示し、全引用歌191首のうち、原文すべてを引用するのが79首、一部に原文を含む引用歌が49首と合わせて全体の約七割に原文が存し、かつ、目録・題詞・左注を含めれば相当量の漢文部分を有することを明らかにした。殊に巻一では引用歌11首中10首、巻二では同じく10首中10首、巻十六でも11首中10首が原文全文と平仮名別提訓で

あり、それらの箇所は一見したところ、古本系の一伝本と見ても何ら支障のない形態を見せているのである。それは俊成がこの歌論書を編纂するに当たって、基本的には仮名萬葉本ではなく俊成自身が所持していた一伝本によつたことを示しており、筆者が俊成本と称するのもその点を重視したためである。

一方五代本では一首全体を引用するものは少なく、原文表記も散見するに留まる。その点は他の引用歌収載文献と大差はなく、一見したところは仮名萬葉本からの引用かともできよう。しかし定家は源実朝に贈った伝本（廣瀬本の祖本として想定される本）の他にもいくつかの伝本を所持していたと思われるために、原文の少なさは萬葉集への関心がその原文に対しては必ずしも高くなく、もっぱら和歌の語彙の蒐集、表現への着目が主眼であったことによると見る方が望ましいと考えられる。ただ末尾近く、卷二十から引用する箇所では題詞等の漢文が、しかも定家筆と思しき補訂書人に見られ、またそれが本文の上に貼られた貼紙に記されている。そこは元の『五代簡要』に後に定家が手を加えたと推測されるが、その時には伝本の漢文を引用したものであるう。俊成本と称すべき状況とは相違するために、五代本をそのまま定家本とは称しがたいが、定家本へとたどるべき位置にあるということはできよう。そのたどるべき道筋を補うのが、廣瀬本ということは明らかであり、この三本の比較がまずは求められることになるのである。

三

前稿二では俊成本と五代本の異同に着目して特に重要と思われる二首を取り上げた。

卷十一 2644 俊 をはた、のいた、のはしのこほれなは

五 をはり田のいた、のはしのくつれなは

「をはた、」と「をはりた」、「こほれ」と「くつれ」の二箇所、異同があり、詳細は前稿に譲って省略するが、俊成本の「をはた、」は古本系や仙覚寛元本系、「こほれ」は古本系や仙覚本系に一致し、古今六帖などにも合うが、五代本の「をはりた」は古本の書入や仙覚文永本系、「くつれ」は古本では嘉とのみ一致し、仙覚文永本系の書入と合う。数多い歌書、歌集での引用箇所との異同も錯綜しており、廣瀬本とは二箇所とも五代本ではなく、俊成本と一致することも問題を複雑にしている。ただ特筆すべきは五代本の「をはりた」である。おそらく平安末期頃には「をはた、のいた、のはし」が歌枕として浸透していたことが基俊集、和泉式部集、堀河百首などによって窺われ、古本系の訓みはその状況下で生じたかと思われ、俊成本はその古本系の流れにあらう。一方、定家はその状況下でもあえて「をはりた」とする。漢字本文「小墾田」を訓読するという意識を持てば「をはた、」よりも「をはりた」の方が導かれやすいと見てよい。

ただ第三句原文「壊」は「こほれ」と「くつれ」両様あり得るため訓読の意識を明確には言いがたく、その意識が五代本すべてに必ずしも当たらない事例もある。しかしその意識が俊成本や五代本にどのように反映しているかを常に考えておくべきことは不可欠で、前稿の課題をここで改めて強調しておきたい。

もう一例はこれと異同状況が異なるものの、五代本に同様の意識が窺われる。

卷十二 3062 俊 かきもしみ、におふれとも

五 かきもしみ、にうへたれと

原文「雖殖有」の訓みにおいて、俊成本の「おふれとも」はわずかに類廣_左西と一致するのみで、五代本の「うへたれと」などと訓むのが元古廣の古本系、また仙覚系全般であり、多くの歌書、歌集とも一致する。前稿二では俊成本の訓みの希少さ、廣瀬本との相違を以て俊成の選択意識を考えようとしたが、ここではむしろ五代本の「殖」を訓読する意識の方を前例に続いて特記しておく。

こうした五代本に窺われる訓読意識が俊成本との異同においてすべてに想定されるとは限らないが、五代本の校合資料としての意義を検証する上では必要なことと考えられる。^④

四

本節では前稿三までの検証では触れ得なかつた俊成本と五代本との異同について、どのような問題点があるかを示し、そこにさらには廣瀬本も対照して俊成と定家の訓読の意識を窺う一資料としたい。

俊成本と五代本の共通歌九十三首のうち、今回特に問題とする異同は以下に掲げる五首に認められる。ここでは異同箇所のみを記し、合わせて廣瀬本についても掲出語を含めて示しておく。校合は諸本に加えて、萬葉集歌を引用する歌書、歌集を示す。ただし、これら五首については室町期までを見れば、それぞれ前後はもとより周辺の歌に比して極めて多くの書に引用されている状況にあるため、新古今時代までに編纂されたと見られるものに限っておく。顕著な異同を有しながらも、その異同それぞれが多くの書に継承されていることは、仮名本文による書承の広がりを窺わせるとともに、それらの書の編者によるその語句への好尚、志向、あるいは萬葉集歌としての理解を示すものとして重要な意味を持つと考えられる。それは漢字原文との明らかな齟齬あるものを除けば、その異同についての萬葉集の訓みとしての評価に当然繋がるものでもある。ただ遺憾ながらここではそれら歌書、歌集の諸本の状況については、未だ十分な把握ができていないことをおこわりしなければならぬが、とりあえず現状での把握状況として示しておく。^⑤

俊 もの、ふのやそうちかはの イサ た、よふなみ

五 もの、ふのやそうちかは いさよふなみ

廣 モノ、フノヤソウチカハノ イサヨフナミ

掲出―イサヨフナミ

タター紀[※]・新撰和歌・和歌童蒙抄・人麿集（西本願寺本）

イサ―類古紀宮細西矢京・六帖・奥義抄・袖中抄・人麿集（御所本）・和歌色葉・新古今637（本歌取り歌）

漂ふ―三十六人撰（イサヨフイ）・定家八代抄・顯注密勘

原文「不知代経」を五代本、廣瀬本、そして諸本や歌書・歌集の大半が「いさよふ」と訓読する中、俊成本とわずかな書が「た、よふ」とする。しかしここは柿本人麻呂が宇治川の流れを見てその絶え間ない様、果てしない様を詠み、「どれほどの代を経てきたことか知るよしもない」という思いをこめて「不知代経浪」と表記したと推定される箇所である。原文「不知」は「いさ」と訓読すべきこと、卷四487「不知哉川」と卷十一2710「不知也河」^{やがは}「不知二五寸許瀬」^{いざとをきこせ}の例からは明らかであり、このうち卷四487については俊成本も五代本も採録し、そこではともに「いさやかは」と明記しているのである。俊成本を改めて見れば、この箇所は原文をすべて挙げた上で訓みを記し、かつ合点を付した右片仮名書入「イサ」がある。これによれば俊成が未見の一伝本の「た、よふ」を採って記した後に、諸本諸書の「イサヨフ」に訂されたと見るべきであろう。原文を見つつ、かつ487を知りながら「いさよふ」とせず「た、よふ」を採ったことは、単に仮名本文の書によったのではなく、自覚的に「た、よふなみ」に歌語としての意義を見ていたことを示していよう。

歌語としてみれば、俊成や定家の時代までに「た、よふなみ」は

・散木奇歌集1035

いつとなくこぬみのはまに君まつとただよふ波のたたぬ日ぞなき

・後拾遺和歌集卷第十五雜一874小弁

きしとほみただよふなみはなかぞらによるかたもなきなげきをぞせし

とあるくらいで例は乏しい。一方「いさよふなみ」は

・新古今卷六冬637慈円

あじろ木にいざよふ浪のおとふけてひとりやねぬる宇治の橋姫

・拾玉集4340

月影にいざよふなみをかぞふれば君が千とせの行へしらずも

・拾遺愚草下春2180

あじろ木に桜こきませ行く春のいざよふ浪をえやはとどむる

・同雑2676

あさぼらけいざよふ浪も霧こめて里とひかぬるまきの島人

とある。当該歌の本歌取りが明らかであり、「いざよふなみ」はいずれも萬葉集、そして宇治から離れない。定家の詠歌二首も五代本と廣瀬本に合致することが確かめられる。この点からは定家よりも俊成の方に「た、よふなみ」という訓みへの強い志向が認められよう。仮名本文に拠るのではなく、萬葉集の訓みとして提示したことになる。

○卷七1068雑歌 人麻呂歌集 卷七巻頭歌

俊 あまのかは（原文ナシ）

五 あまの海

廣 アマノウミニ (原文「天海」)

あまのはら―類・和歌初学抄

あまのかは―類_右紀・六帖・和歌童蒙抄

そらのうみに―宮細・拾遺488人麿・人麿集(西本願寺本)

あまのうみに―極宮_左細_左・頭注密勘・散木集注(頭昭)

アメノウミニ―宮_左細_左西矢京・人麿集(群書類従本)

原文「天海丹」に異なるない状況では、ほとんどの諸本・諸書の訓読「あまのうみに」が導かれると思われ、五代本も廣瀬本も同様である中、俊成本と類_右紀、古今六帖、和歌童蒙抄が「かは」とするのは明らかに原文との齟齬である。それは「はら」とする類も同じ。原文を有する類の、訓みとのずれは例が多い現象ではあるが、右書入もずれにずれを加える形でそれが俊成本と一致することは興味深い。その俊成本が和歌童蒙抄とも前例に続いて一致することも見逃せない。仮名本文の影響も考えうるが、おそらくは萬葉集中での「あまのうみ」(1068と2223の二例)と「あまのはら」(十五例)、「あまのかは」(「あまのかはせ」、「あまのかはら」を含め全六十余例)の頻度に顕著な差があることにも起因していよう。七夕歌で「あまのかは」と船とを詠むことに引かれてのこととも言えよう。

○卷八1500夏相聞 坂上郎女歌

俊 夏の野、しけみにさける

五 夏草のしけみにましる

廣 ナツノ、繁ミニサケル

掲出―シケミニマシル

なつの、―類紀宮細西矢京・六帖・和歌童蒙抄

しけみにまじる―和歌童蒙抄

しけみにさける―類紀宮細西矢京・六帖

原文「夏野之繁見丹開有」からは俊成本、廣瀬本はじめ諸本や古今六帖の訓みが導かれる。五代本の「まじる」は3452「古草に新草交じる」や2468「湊葦に交じれる草」といった「草―交じる」の関係からのもので、初句を「夏草」と誤ることに起因すると見られる。ただ廣瀬本が本文をサケルとしながらも掲出語をマシルとする事が異例であり、五代本の「夏草」も単なる誤りとは断じがたい。「(夏)草―繁し」の関係もまた29「春草の繁く生ひたる」、1753「夏草の繁くはあれど」、4011「野を広み草こそ繁き」などと一般であったことも「繁し―草―交じる」と連想される誘因であったかと見られる。「夏草のくまじる」という未見の伝本が五代本の書本であり、廣瀬本における語句掲出時にその伝本が参看された可能性も捨てきれない。

○卷十一897春相聞別集

俊 春されは

五 はるなれは

廣 ハルナレハ

はるなれは―元類紀京^籍・俊頼髓脳・和歌童蒙抄

されは―宮細西矢近京・六帖・和歌色葉・奥義抄・八雲御抄

シアレハ―京^籍・袖中抄

クレハ―秘府本

原文は「春之在者」。これら諸訓のうち秘府本の「クレハ」は「ク」が「ナ」あるいは「サ」の誤認、誤写とも見えるために一応避けよう。実際萬葉集に「春来れば」の例は見えない。また「春なれば」は一例831「波流奈例婆」があるのみで、訓読としては「されは」が妥当である。しかし、この巻十の春雑歌・春相聞において柿本人麻呂歌集歌、別集歌の別なく「春されは」は「春去者」と表記されるのが一般で、直前直後の1895・1896・1899も「春去(者)」であるため、原文「春之在者」には異なる訓みが志向されてもおかしくはない。「春なれば」も可能性はある。ただ831の場合は以下の「うべも咲きたる梅の花」に続いており、「うべ」と呼応して「確かに春であるので」と解すべき箇所と見られる。ここでは五代本や古本系などの「なれば」がまったく当たらないとまでは言えないが、やはり一般の「されば」で問題ないところと言つてよい。俊成自身特に巻十では十例を越える「春されば」という表現を萬葉集の一語彙として認識していたと見ておきたい⁶⁾。

○巻十二3097寄物陳思歌 別集

俊 ひのくまかはにこまと、め

五 ひのくま河にこまとめて

メテ

廣 ヒノクマカハニコマト、メ

とめて―元廣^右宮細西矢京・古今卷二十一1080・後撰1130・源氏物語積・定家八代抄

と、め―類・俊頼髓脳・袖中抄・顕注密勘

原文「駐馬」とあり、「とめて」「ととめ」のいずれもありうる訓みであるが、「駐」の使用例を見れば「とめ」は478「大御馬の口抑へ駐め」(口抑駐)の一例、「ととめ」は3957「清き河原に馬駐め」(馬駐)の一例。類例は1002「馬の歩み押さへ止めよ」(押し駐)という状況である。一方馬に関しての表現には4206「馬

しまし止め^と（馬之末時停息）ともある。両様の訓みは甲乙つけがたいであろう。ただ3097、3957とも「馬」と「駐」の二文字だけで「而」はなく「て」を補わずとも五音節を満足させるのは「ととめ」ということになる。そう考えれば、右記のように「ととめ」は類のみという諸本の状況はいささか不審でもある。

そもそもこの例の不審は俊成本にある。俊成の詠歌が文治六年（建久元年・一一九〇）五社百首のうちに
 ・新古今集卷二春下159

駒とめてなを水かはんやまぶきの花の露そふ井手の玉河
 とあつて、これは

・古今卷二十大歌所御歌（神遊歌）1080

ささのくまひのくま川に駒とめてしはし水かへかけをたに見む

・後撰卷十六雑二1130

ちかはれしかもの河原に駒とめてしはし水かへ影をたに見む

を本歌とするもの。それを建久八年（一一九七）のこの俊成本ではその本歌の元歌である当該歌の訓みを「こまと、め」に改めたことになる。一方定家はその改訓にはよらず当初の「ととめ」のまま新古今に収め、自身も正治二年（一二〇〇）院初度百首に詠んだ

・駒とめて袖うちはらふかけもなしさの、わたりの雪の夕暮

を新古今集卷六冬671に収めている。この歌が定家の代表歌の一つとして後々広く流布したことも、「駒とめて」の定着に繋がったかもしれない。萬葉集の訓みの一つが別の流布の経路を辿った一例でもあろう。ともあれ定家が「駒とめて」を是としていたことが明確に窺われ、廣瀬本の本文と右書入れの問題も残るが、後の五代本（原撰は承元三年・一二〇九）にそれが反映していると見てよからう。⁷⁾

五

五代本について第二節末で触れたように卷二十から引用する箇所では、題詞等の漢文が、しかも定家筆と思しき補訂書入に見られることが特徴的であった。前稿二、三ではその一部にしか触れなかったが、ここではその箇所に ついても可能な限り、四節同様に比較を行って問題点を洗い出しておきたい。但し、俊成本は4422までしか収載されておらず、いわゆる「九十四首なき本」に拠ると推定され以下の三首の題詞は見られないために、⁽⁸⁾廣瀬本を対象とする。まず直接本文中の行間に書かれたものから示す。

○4493題詞(四二才A)

五 寶字二年正月三日召侍從堅子王臣等 令侍於(1〜2行目間) \ 内裏東屋垣而 即賜玉帚肆宴(2〜3行目間) \ 内相藤原朝臣奉 勅宣 諸王卿等隨堪任意(3〜4行目間) \ 作歌并賦詩(4〜5行目間)

廣 二年正月三日呂侍從堅子王臣等 令侍於内裏之東屋垣而 即賜玉帚肆宴 于時内相藤原朝臣奉 勅宣 諸王卿等隨堪任意作歌并賦詩

五代本は定家筆と思しき書入で行間四箇所に分けて書かれている。これと廣瀬本との異同は①冒頭の「寶字」、②内裏の次の「之」、③内相の前の「于時」の三箇所、④は年次を補ったもの、⑤は五代本の欠落である。五代本は「勅」の前の闕字も忠実に写し取っていることが認められる。この書入の重要な点は前稿二で詳しく取り上げたので繰り返さないが、「垣而」が元類とも一致し、仙覚系諸本の「垣下」と対立することが着目すべきことであり、宮廷儀礼におけるいわゆる「かきのもと」との関わりが留意される。またこの題詞の歌は本文中に第三句まで書かれている大伴家持歌で未奏に終わったもの。数ある題詞左注の中で、補訂の折にわざわざこれを選んで書

き入れた理由は何であったのか。正月の儀式への関心の高まりがあった時期であったのか、こうした書式への興味であったのか、真意は不明であるが、興味深い事例である。

次に貼紙に書かれたものを示す。

○4439題詞(四一ウB)

五 冬日幸于鞞負御井之時内命婦

廣 冬日幸于鞞負御井之時内命婦

五代本は4439の訓みを「まつかえのつちにつくまでふる雪」(諸本同)と記した上に貼紙してこれを記している。作者名を示そうとしたものである。諸本に異同は見られない。ただ「鞞負」は本来は「鞞^{ウヰ}負」の文字が正しく、それは元紀に見えるが、廣瀬本は仙覚本系の「鞞負」と同じ。当時の諸文献での実際の書様を見なければ評価できないが、文字の類似は確かであり、おそらく通用の範囲内のものであったろう。

○4452題詞(四二オB)

五 八月十三日在内南安殿肆宴歌

廣 八月十三日右日南安殿肆宴歌(「右」を見せ消ちにして右に「在」あり。同筆か。)

貼紙が4512訓の直後から丁末の4289を半分隠す位置まで貼られており、これはその右端に書かれている。この貼紙は定家筆と認められる部分と言ってよい。諸本異同なく、廣瀬本の「右日」は「在内」の誤写と見られる。4493題詞と同じく「肆宴歌」への関心からの引用であろうか。四一ウから四二オにかけての4448と4481の間を補足するためか、貼紙にはこの題詞に続いて、4452と4472の歌一首全文と末尾の一文が記される。その二首について、廣瀬本には通常の片仮名別提調がなく、諸本との異同を見ると4452は小異あるが、単なる誤写の範囲であり、4472はすべてに一致する。そして次の末尾の一文がある。

○末尾（四二オB）

五 万葉集終于寶字三年正月也

廣 此集終于寶字三年正月已露顯事人更無不審

この文言は諸本いずれにもなく、両書にのみあって部分的に一致することが注目される。五代本原撰時（承元三年一二〇九）と廣瀬本奥書建保四年（一二一六）の時間差を考慮すると、断定はできないが、この貼紙が廣瀬本原書写以後付けられたと思われる。貼紙を貼った箇所は、卷二十四494を記した左に「十九 幾許」として卷十九の4208、4232、4289を補足して載せている。それではこの『五代簡要』の萬葉集引用箇所の最後としての形とはなっていないために、末尾にふさわしい文言を記し、合わせて二首を補足したものであったろう。

六

以上俊成本と五代本の問題をさらに追究するための課題と考えられる問題を摘記してきたが、最後に五代本の実態に関わる問題と見られることを記しておく。それは卷十八（卷二十の引用箇所（四〇オ〜四二オ）に顕著な補入の問題である。すでに五節において漢文部分については触れたが、訓みの補入は著しく、その大半が定家筆の可能性を持つことが注目され、また長歌訓が目立つことも特徴的である。以下にその顕著な一部分で長歌訓を主体とする補入を示すために、四〇オ〜四一オを翻刻しておく。それぞれ歌番号を付し、長歌であることを記した。行間補入歌は☆を付し、※は諸処に見える本文漢字の訓みや漢字書人を記した。

四〇オ

7 卷第十八

- 8 ふせのうら4039(4040) ふせのうみ4038
9 かむさふるたるひめのさき4046

※右肩に別筆「越中」、「さき」の右に「浦」

☆たるひめのうらをこきつ、けふのひは4047

四〇ウ

- 1 おふのうらありそのめぐり4049
2 ほりえにはたましかましを☆おほきみのみふねこかんとかねてしりせは4056
3 ともし火のひかりにみゆるさゆりはな4087
4 あをの浦によするしらなみいやましに4093

☆朝参乃伎美我須我多乎美受比左尔

ハシキヨシキミカスカタラミスヒサニ4121

5 卷第十九

- 6 にはにちるはたれのいまたのこりたる4140
7 すきの、にさおとるき、す4148
8 あしひきのやたけのき、す4149 ※あさけのかすみ

※やたけの右に「八峯」。その下に合点付「ヤツオ」。

※あさけの右に「朝明」。

- 9 ☆あしひきのおのへのさくら4151 足引乃峯上之櫻
いつみ河あさこきしつ、うたふ、なひと4150

☆おく山の八峯つはき4152 見奥（定カ）

※八峯の左に合点付「ヤツオ」。

四一才

1 はささきにはふいはせの4154長歌

心なきぬとあきつけは 秋附4154長歌

☆とりふみたて、しらぬりの小鈴もゆらに4154長歌

2 やかたをのましろのたかを

やとにすゑかきなて見つ、4155

☆なかるさき田の河のせにあゆこさはしるしまつとりうかひともなへか、りさし4156長歌

3 さきたかはたゆる事なく4157

☆なこのあまのかつきとるてふ白玉4169長歌

4 となみ山郭公とひこえさりて4177長歌

☆あやめくさ玉ぬくまてになきとよめやすくねさせす君ヲなやませ4177長歌

5 叔羅河シツラさてさしわたしはやせには4189長歌

☆いやとしのはに春花のしけき

さかりに秋の、モミツル時4187長歌

6 たこのうらのそこさへにはふ藤波4200

☆心なくさにほと、きす4189長歌 ※越中國也

7 こ、にしてそかひにみゆる4207長歌 ※谷

8 わかやとのいさ、むらたけ吹風

☆藤波のかけなる海のそきよみしつくいそをもたまとそわかみる4199

☆藤波をかりいほにつくりうらわせる人はしらぬにあまとかみらむ4202

9 卷第廿

☆わかこ、たまてときなかぬほと、きす4208⁽¹⁰⁾

これを見れば四〇ウの後半からは特に顕著な補入が見られ、四一オはわずか半丁にことごとく紙面いっぱいに入補入がなされ、そのうち元の長歌訓の付け足しが4154長歌・4177長歌・4189長歌、すべて補入が4156長歌・4169長歌・4187長歌、そして元からのままで補入なしが4207長歌と、七首もの長歌訓があり、それもすべて大伴家持作のものが押し込められたように書き込まれている。これを見れば、定家の関心が長歌にも向けられていること、長らく等閑に付されていた長歌の訓読が個々の語への部分的なものから、句として、句の流れとして、そして一首の歌として成立していく過程が窺われる。元や類には見られない訓読の形であることが極めて重要となってくる。長歌が全く採られない俊成本との相違は明らかであり、長歌を詠むことが稀れとなり、その表現への関心が薄れている時代に、俊成が短歌の表現を求めていたことに対して、定家が長歌も含めた萬葉集全体から幅広く語彙を蒐集しようとしていたこと、それも大伴家持の長歌に着目していたことを知ることができると言えよう。

ここでは右に挙げた七首の長歌の訓の特徴を示しておきたい。古本系に部分的に見える訓、特に元^緒に注目することが重要であろう。元^緒は異同ある箇所のみを示し、また仙覚系諸本に見えるものとの主な異同も示しておく。

○4154長歌

五代本―心なきぬとあきつけははきさきにほふいはせの　とりふみたて、しらぬりの小鈴もゆらに
 元籍―コ□ロナクヤト

諸本―ころなくやと（原文「奈具也」）

○4156長歌

五代本―なかるさき田の河のせにあゆこさはしるしまつとりうかひともなへか、りさし

元籍―アユコサハシル

類右宮朱細京籍―（サハシ）ル

西文矢京―さはしり（原文「狭走」）

○4169長歌

五代本―なこのあまのかつきとるてふ白玉

元籍―ナシノアマノ（原文「奈足」）

諸本―なこの（原文「奈具」）

○4177長歌

五代本―となみ山郭公とひこえさりて　あやめくさ玉ぬくまてになきとよめやすくねさせす君ヲなやませ

元籍―トヒコエサリテ　右ネサセス　左シナスナ

西文矢京（モト青）・宮細（朱）―ユキテ（原文「去而」）

西文矢陽京（モト青）・宮細（朱）―ヤスイシナサテ

類右―ヤスキイネサセス

京籍―ヤスラネサセス（原文「安寝不令宿」）

○4187長歌

五代本―いやとしのはに春花のしけきさかりに秋の、モミツル時

元^籍―アキノハノモミツルトキ（原文「秋葉能黄色」）

西矢京―モミツル

細^朱紀―モミツレ

○4189長歌

五代本―心なくさにほと、きす 叔羅河 さてさしわたしはやせには

元^籍―サシワタシハヤセニハ

類^右文西紀矢京―サシワタシハヤセニハ（原文「刺渡」「早湍爾」）

紀―サシワタルハヤセニ（原文「刺渡」「早湍爾」）

宮細―サシワタシハヤセニハ（原文「刺渡」「早湍爾波」）

○4207長歌

五代本―こ、にしてそかひにみゆる 谷

元^籍、諸本―右に同 谿

この結果を以下に簡略にまとめる。

○4154「なきぬ」は独立異文で、原文とも齟齬しており不審。○4156「はしる」は元^籍・類^右・京^籍に一致。

○4169元^籍は原文の誤写による訓。○4177「さりて」は元^籍に一致し、「やすくねさせす」は独立異文。

京^籍はその誤写か。類^右も近い。○4187「秋の、」は独立異文で原文とも齟齬しており不審。○4189紀

以外の諸本に一致するが、原文とは齟齬。宮細は訓に合わせた「波」を付加する。○4207特に異同なし。

これらからは五代本の訓みが元^籍・類^石・京^籍と近縁関係にあることが窺われるが、安定性を欠く点もあり、長歌訓の初期段階にあるかと見られる。定家が萬葉集の長歌訓をどのように意識し、選択していったかを考察する上では、これらの補入書入れは不可欠の材料となろう。

また定家の萬葉集長歌への関心を知る手がかりとして、この『五代簡要』原撰時（承元三年一二〇九）、そして廣瀬本奥書に見える定家の「参議侍従兼伊豫権守」補任の建保四年（一二二六）より後（貞永元年一二三二）に成り立たせた書、『萬葉集（定家卿）長歌短歌説』があることを振り返る必要がある。同書には長歌訓が萬葉集の巻順に46人麻呂、485舒明、935赤人、1019、1020、1021、1022石上乙麻呂、1047家持とあり、さらに199人麻呂を加えるものの、僅か八首しかなく、しかもここで採り上げている巻十九の長歌は一首もない。家持作も1047悲寧樂故郷作歌のみである。そこを考えれば、こうした顕著な補入書入れは『萬葉集（定家卿）長歌短歌説』以後における定家の家持長歌への関心の高まりによるものであることを示しており、それがこの『五代簡要』の継続的な活用の大きな動機であった可能性が考えられよう。¹¹

七

古本系最大の歌数を残す元暦校本の校合が元暦元年（一一八四）に行われ、それに次ぐ歌数を残しつつ萬葉集歌を内容分類した類聚書である類聚古集が編纂され書写されていた時代、即ち十二世紀末から十三世紀初頭にかけての時代は、萬葉集の享受と継承にとって大きな意義のある時代であった。多くの歌人たちが様々な歌書歌論書を編み、古歌を代表する萬葉集歌を各々の和歌観に基づいて抽出、解釈し語句を取り入れ自らの作歌のための資料として活用していたことが今日の萬葉集研究、萬葉集の原典を探究しようとする研究にとって大きな利点となることで

あった。歌人たちがどのような萬葉集写本を手にしたか、どのような仮名萬葉をも目にする事ができたか、その詳細は不明ながらも残された様々な歌書歌論書から歌人達の萬葉集への認識を窺い、他の資料との比較検討からその実態をわずかながらでも推測することが試みられるべきであろう。その意味で定家本を祖本とする鎌倉石大臣家本を継承する廣瀬本の存在が明らかになったことに加えて、当時の古典継承の意識において最も信頼に足ると見られている俊成、定家の手に成る書、自筆と判断される書の存在の意義は極めて大きい。しかし、筆者が前稿一（三）を公にして以降、それを批判補正し、あるいはさらに他の関連する資料を援用して当時の実態を解明しようとする研究が進展しているとは必ずしも言えない状況かと考えている。筆者の目指すところは萬葉集原典に近づく道の探究であり、俊成、定家の認識していた萬葉集のあり方を明らかにすることが、そのための重要な手がかりになると確信している。本稿ではわずかな指摘をいくつか試みたに過ぎないが、この周辺の資料をさらに掘り下げ探究を継続していくことを念じて稿を閉じることとしたい。

注

1 「俊成本萬葉集試論―俊成自筆『古来風躰抄』の萬葉歌の位置―」（『美夫君志』第五十三号 平成八年十月）―以下前稿一と称する。冷泉家時雨亭叢書『古来風躰抄』に拠る。本稿も同じ。

『定家本萬葉集』攷一―冷泉家本『五代簡要』書入と広瀬本―（西宮一民編『上代語と表記』所収 平成十二年十月 おうふう刊）―以下前稿二と称する。冷泉家時雨亭叢書『五代簡要 定家歌学』に拠る。本稿も同じ。

『定家本萬葉集』攷二―冷泉家本『五代簡要』の周辺―（『上代文学』第八十九号 平成十四年十一月）―以下前稿三と称する。右記に同じ。

2「墾」の萬葉集における訓字使用例は、当該歌を除けば他には卷三415題詞細注の「小懇田宮」と卷十2244「岸乎田尔墾」のみである。卷十六3260「小治田」と同地と見られ、「をはりた」の訓みは動かない。卷八1476「小治田朝臣廣耳」など「小治田氏」の人名も全五例見える。日本書紀推古天皇十一年十月に「遷于小懇田宮」とあり、古事記安康天皇条に「小治田」、推古天皇条には「小治田宮」とある。

3「殖」は萬葉集における訓字使用例すべてで「おふ」よりも「うう」と訓読すべきことが認められる。卷三310「市之殖木」、卷八1634「水渋付左右 殖之田乎」など。

4 卷一74 俊 山のした風―元・綺語抄

五 山した風

廣 ヤマシタカセノ類以下の古本系と仙覚系全般・拾遺集・五代集歌枕など

これも前稿二で示したが、原文「山下風之」の訓読に沿うものである。

5以下本稿で示す歌書は『日本歌学大系』による。また新古今集までの勅撰集は『新日本古典文学大系』により、新勅撰集と私家集は『新編国歌大観』による。

6当該歌より少し前の1826にも「春之在者」の表記例がある。その歌は俊成本にも五代本にも引かれておらず不明。諸本、諸書の訓は

ナレハ―廣瀬本・元類紀―原文「春之在者」(西_左も)・六帖・異本柿本集・赤人集

サレハ―宮細西矢京―原文「春之去者」・袖中抄

クレハ―隆源口伝

であり、廣瀬本はじめ諸本の訓の状況は1897に類似する。しかし原文が1897とは異なり「在―ナレハ」、「去―サレハ」と対応して分かれており、是非を問うことがむずかしい。また卷十の秋雑歌・秋相聞においても

柿本人麻呂歌集歌、別集歌の別なく「秋されは」「秋去者」と表記されており、「秋之在者」という表記の例は見えない。原文「春之在者」については別に考えたい。

7 両書の異同はもちろんこれらばかりではない。「の」「に」「を」などの細かい異同はいくつかある。中でも原文「松之枝」の「之」の訓みにおいて、俊成本「の」↓五代本「か」が34（廣「カ」）、113（廣「ノ」）右に「カ伊云御本云」、141（廣「ノ」）の三例、「松之根」の「之」ではその逆の俊成本「か」↓五代本「の」が66（廣「ノ」）を見せ消ちにして「カ」の一例ある。いずれも諸本では「の」はおよそ古本系、「か」は仙覚系となっているが、廣瀬本ではそれぞれ異なった状況を見せている。

またおそらく右の様相と関連すると思われるのが、「松か枝」と「松の枝」、「松か根」と「松の根」の俊成・定家の時代までの和歌集における使用相であろう。その時代までの勅撰集と私家集に限ってみると、詳細は省略するが以下のようなになる。

- ・ 松の枝―後撰1・公任1頼政1拾玉1
 - ・ 松か枝―後撰2拾遺2新勅撰2・貫之5重之1為仲1経信1清輔1長秋詠藻3秋篠月清集1拾玉5拾遺愚草3
このうち経信歌では本文「まつのは」の右に「がえ本定」とある。また新勅撰は二例とも長歌で俊成と清輔、拾遺愚草の一例は長歌である。六節で触れる定家の長歌観にも関わる可能性がある。
 - ・ 松の根―拾遺2・恵慶1散木奇歌集1
 - ・ 松か根―金葉21千載2新古今1新勅撰3・西行1山家集1拾玉2壬二1拾遺愚草3
- このうち拾遺の一例は貫之の詠。新勅撰の一例は萬葉集66の再録、一例は定家詠で拾遺愚草の一例と同じ。
- これを見ればいずれもおよそ「の」から「か」へと移ってゆく傾向にあると見られ、特に定家は「か」と詠むことをよしとするようであるが、萬葉集66では先に見たように五代本で「の」としており、新勅撰と一致しない。

ただこれら歌集の例もそれぞれ原典ではなく、写本に過ぎない。「の」と「か」の書写がどこまで原典を反映しているか、それぞれ字母「可」の「か」と字母「乃」の「の」には元々混同されやすい点があつて不確定となることから免れないのである。その点を含んでもなお、その傾向があると言えるかは、なお詳細に検証する必要があるが、やがて歌語「松か枝」、「松か根」として定着するという見通しは立てられそうである。そのことと萬葉集における訓みとの関連性も必ず考究されるべき問題とならう。萬葉集の「之」の訓み、特に「まつがえ」、「まつがね」に関する意識の揺れがあつたかもしれない（五代本は4439では「まつかえ」―原文「麻都我延」―である）。

8 本稿で言う俊成本が「九十四首なき本」であることについては、前稿一で、全巻に目録を有する歌における問題として述べた。

9 白丸の声点が「な」の左下に一つ、「き」の左上に二つ横並びに付く。

10 末尾に塗り消し。判読不能。塗り消し部分が右の9行目巻題「巻第廿」の方へ伸びており、現状では書かれない4201などが補入されていた可能性がある。

11 冷泉家時雨亭叢書『五代簡要 定家歌学』の五代簡要の解説では、五代簡要が元暦校本に依拠して成っていることを示唆されているが、こと補入も含めた長歌訓の問題から見れば、それは第一次的なもの（原撰時）と考えるのが適切であろう。

〔付記〕

『親和國文』最終号への寄稿のお話をいただき感謝に堪えません。『親和國文』には四十年前に蜂矢真郷先生後任の国語学担当教員として着任して以来、研究成果を一つずつ積上げていく機会を与えていただきました。その当

時駆け出しの未熟な者に数々のご教示を賜りました先生方の多くがすでに鬼籍に入られてしまいました。島居清先生、測江文也先生、大坪利絹先生、唐井清六先生、櫻井武次郎先生。先生方より頂戴致しました学恩に改めて厚く感謝申し上げますとともに、神戸親和女子大学国文学会に対しまして深甚の謝意を申し上げます。ありがとうございます。

(京都府立大学名誉教授)